

議案第68号

石岡市石岡駅西口市民文化伝承館条例を制定することについて

石岡市石岡駅西口市民文化伝承館条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成28年6月13日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

石岡市石岡駅西口市民文化伝承館を公の施設として設置し、当該施設に係る使用、管理等について定めるため。

石岡市石岡駅西口市民文化伝承館条例

(設置)

第1条 市民の伝統文化の継承，観光振興等を図るため，市の歴史的資産等を展示する石岡市石岡駅西口市民文化伝承館（以下「伝承館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 伝承館の名称及び位置は，次のとおりとする。

名 称	位 置
石岡市石岡駅西口市民文化伝承館	石岡市国府一丁目1892番地1

(展示時間等)

第3条 展示物の展示は，1日を単位として行うものとし，展示物の準備又は撤去は，第5条第1項の許可を受けた使用日の午前9時から午後5時までにを行うものとする。ただし，市長が特に必要と認めるときは，これを変更することができる。

(使用の範囲)

第4条 伝承館の使用は，市等が公用又は公益事業のため使用する場合は，市内の区，自治会等の地域コミュニティ（以下「地域コミュニティ」という。），市民公益活動団体（石岡市協働のまちづくり条例（平成26年石岡市条例第31号）第2条第4号に規定する市民公益活動団体をいう。以下同じ。）等が使用する場合は原則とする。ただし，市長が特に認めるときは，この限りでない。

(使用の許可)

第5条 伝承館を使用しようとする者は，あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも，同様とする。

2 市長は，前項の規定により使用を許可する場合は，管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は，次の各号のいずれかに該当する場合は，第1項の許可を与えないことができる。

(1) 公の秩序を乱し，又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる

とき。

- (2) 伝承館の施設，設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 展示物を観覧する者から観覧料その他これに類するものを納めさせるとき。
- (4) 物品等の販売，広告，宣伝，寄附の募集，署名の収集その他これらに類する行為をするとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか，伝承館の管理上支障があると認められるとき。

4 前項第3号又は第4号の規定にかかわらず，その使用が第1条に規定する設置目的に資するものとして市長が特に認めるときは，使用を許可することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は，次の各号のいずれかに該当する場合は，許可した事項を変更し，又は許可を取り消し，若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 伝承館の施設を使用する者（以下「使用者」という。）が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則若しくは市長の指示した条件に違反したとき。
- (3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし，又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか，伝承館の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し，又は許可を取り消し，若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても，市長はその賠償の責めを負わないものとする。ただし，前項第5号に該当する場合は，この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は，伝承館の使用の権利を他人に譲渡し，又は転貸してはな

らない。

(原状回復義務)

第8条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第6条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した伝承館の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料の納入)

第9条 使用者は、1日の使用につき、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。この場合において、実際の使用が1日に満たないときは、1日の使用とみなす。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市等が公用又は公益事業のため使用するとき。
- (2) 地域コミュニティ、市民公益活動団体等が歴史的資産等の展示のため使用するとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(使用料の返還)

第11条 既に納入された使用料は返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(損害賠償)

第12条 使用者は、故意又は過失により伝承館の施設、設備等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(市の免責)

第13条 この条例又はこれに基づく規則に定める使用者の義務の不履行による事故又は管理上の責めによらない事故については、市は一切その責めを負わない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(石岡市公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正)

2 石岡市公共施設の暴力排除に関する条例（平成17年石岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「石岡市体験型観光施設朝日里山学校条例（平成20年石岡市条例第34号）」の次に「石岡市石岡駅西口市民文化伝承館条例（平成28年石岡市条例第 号）」を加える。

別表（第9条関係）

(単位：円)

区 分	使用料（1日当たり）
石岡市石岡駅西口市民文化伝承館	4,000